

豊かな三河湾を未来につなぐ

# 産廃処分場問題はひとつではない

一色町生田地区には、過去に民間の事業者が産業廃棄物(産廃)処分場を設置し、廃棄物の埋め立てを行った後、排水処理を行わずに放置した「産廃処分場の跡地」があります。そして、跡地を取り囲む区域で、三重県の事業者が「新たな産廃処分場の建設」を計画。地域住民だけの問題ではありません。市全体で考えなくてはならない重要な問題です。今号では、「新たな産廃処分場の建設」問題を改めて解説します。

問産業廃棄物対策室 (☎34・8111/クリーンセンター内)

産廃って何？

「ごみ」のことを廃棄物といいます。家庭から出るごみは一般廃棄物、工場や建設現場などから出るごみは産業廃棄物(産廃)と呼ばれます。産廃には、工場の廃水処理した後に残るどろ状の汚泥や、家畜のふん、建物などを壊した時に出る廃材などいろいろな種類があり、有害な物質を含むものもあります。

そもそもどんな計画？

三重県の民間事業者が一色町生田地区に産廃を埋める施設を造ろうとしている計画です。全て民間事業者が計画しているもので、市や県の事業ではありません。

計画面積は約53ヘクタールで、坪数でいうと約16万坪。市の面積(161・22平方キロメートル)のおよそ300分の1の面積に相当し、日本最大規模です。埋立容量は1000万立方メートルで、ナゴヤドーム約6個分に相当します。堤防の内側を20メートル掘って産廃を埋め、さらに地上20メートルの高さまで産廃を積み上げる計画で、埋め立て期間は40〜50年です。

産廃の有害な成分が雨水に溶け出すため、きれいな水に処理して放流する必要があります。この処理は埋め立てが終わってから、有害な水が出る間は続けなければいけません。その期間は一般的に、埋め立て期間

の倍といわれています。

一色町生田地区はどんな場所？

一色町生田地区内の計画地は、今から100年以上前に海が埋め立てられてできた場所です。埋め立て地のため、地盤が弱く、昔は大きな台風の度に堤防が壊れ、水浸しになっていたようです。計画地のすぐ隣には住宅はもちろん、150メートルの距離には一色中学校があります。近くには、一色さかな広場や三河一色さかな村もあります。

計画地の南に面する三河湾では、アサリをはじめ新鮮な海の幸が獲れるほか、ノリの養殖も盛ん。ウナギの養殖も、計画地の周りで行われています。

産廃処分場ができたなら…？

一色町生田地区に産廃処分場が造られたらどうなるか、専門家から次のような意見が出されました。

- ・三河湾に有害なものが流れ出れば、魚介類が食べられなくなる
- ・産廃処分場が造られたという事実だけで悪いうわさが流れると、西尾の特産品が売れなくなるかもしれない
- ・ごみの臭いが広がり、細かいちりが舞うなど、健康面への被害が心配される
- ・産廃を運ぶトラックや産廃を埋める重機の騒音が発生する。1日に

## つボイノリオ講演会&にしお地域ブランド物産展

「産廃建設阻止！西尾市民会議」の設立1周年を記念して、同会議の特別顧問つボイノリオ氏の講演会と、西尾の特産品などの物産展を開催します。

西尾の豊かな自然環境や、「一色産うなぎ」「三河一色えびせんべい」などの地場産業の価値を再認識し、産廃処分場などの環境問題を含む西尾の未来を市民の皆さんと一緒に考える企画。地域への誇りと愛着を持ってもらうことを目的としています。

日時 5月12日(日)

▶講演会…午後2時～3時30分  
※午後1時30分開場

▶物産展…午前11時～午後4時

場所 ▶講演会…文化会館大ホール  
▶物産展…文化会館ホワイエなど

入場料 無料

その他 事前申し込みは不要



つボイノリオ氏



1 / 産廃処分場の位置図。明治時代に海が埋め立てられ、塩田やウナギの養殖地として利用されていた。すぐ西に一色中学校、一色さかな広場、三河一色さかな村がある 2 / 放置された産廃処分場の跡地。全体的に草が生い茂っている 3 / 周辺地域には地域ブランドとして誇る「一色産うなぎ」の養鰻ハウスが多くある。手前には渡り鳥が確認できる 4 / 産廃処分場を囲む堤防のすぐ向こうには、海の幸の宝庫・三河湾が広がる



このまま建設されてしまうの？  
 産廃処分場を建設するには、愛知県県の許可が必要です。一色町生田地区の計画はまだ書類が出されておらず、許可されていません。  
 産廃処分場は、ごみの処理に必要な施設ですが、適切な場所に適正な管理の下で造られる必要があります。市は計画地が産廃処分場の建設地に適していないと判断し、建設に反対しています。民間の産廃処分場が一つできてしまうと、同じような場所で次々と施設が造られた事例がいくつもあります。  
 豊かな三河湾や私たちの生活を守るために、西尾市が産廃のまちなになる前に、計画を阻止すべきではないでしょうか。産廃処分場の問題はひとごとではありません。

何百台も通行すれば、通学時の危険性が高まる  
 ・周辺に生息する絶滅危惧種をはじめ多くの野鳥の生息地がなくなる  
 もしも、地震が起きたら…？  
 次のような可能性があります。  
 ・計画地の地盤はとても弱いため、液状化で地面がドロドロになりやすい  
 ・堤防が壊れたり、液状化したりして地面に沈む  
 ・産廃処分場から有害なものが三河湾に流れ出ると、漁場を失う

## 「産廃紛争予防条例」を5月1日から施行

「西尾市産業廃棄物等関連施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を5月1日から施行します。

産廃処分場の問題は、自然環境や生活環境、地場産業への影響が不安視されています。産廃処理施設の設置許可の権限は県にあるため、大規模な焼却施設や最終処分場などの施設を除き、地域住民が事業

の計画の段階で内容を把握できない可能性があります。そこで市は、トラブルの予防を目的に、事業者が県へ許可を申請する前に事業計画と環境保全対策の公開と、住民説明会の開催を義務付け、地域住民の理解を求めるとします。市が地域住民と事業者間の意見調整を行い、円滑に合意形成が図られることを期待するものです。